

## 答申

### 1 審議会の結論

福岡県公安委員会（以下「実施機関」という。）が、令和4年7月14日福岡県公安委員会発第526号で行った個人情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、結論において妥当である。

### 2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

#### (1) 審査請求に係る対象個人情報

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、審査請求人が令和4年4月25日付けで実施機関に対して行った交通死亡事故（以下「本件交通死亡事故」という。）に係る苦情申立てについて、福岡県警察本部長（以下「警察本部長」という。）から実施機関に提出された「公安委員会宛ての苦情等調査結果等報告書」（以下「報告書」という。）に記載された審査請求人の個人情報である。

#### (2) 本件個人情報の開示決定状況

実施機関は、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、本件個人情報のうち、審査請求人以外の個人に関する情報（以下「不開示情報1」という。）及び捜査等情報（以下「不開示情報2」という。）について、それぞれ条例第14条第1項第1号及び同項第7号に該当するとして本件決定を行った。

### 3 審査請求の趣旨及び経過

#### (1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の経緯

ア 審査請求人は、令和4年6月30日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定により、本件個人情報の開示請求を行った。

イ 実施機関は、令和4年7月14日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、令和4年9月7日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

エ 実施機関は、令和5年5月25日付けで、福岡県個人情報保護審議会に諮

問した。

#### 4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 本件決定は、犯罪被害者の遺族が、捜査について説明を受ける権利を著しく害するものであることから開示すべきである。
- (2) 条例第14条第1項第1号は、請求者が本人以外の個人に関する情報を知っている立場にあることが明らかな場合については、当該個人の正当な利益を害するおそれに当たらないことから不開示情報とは認められず、同号は適用されないとしている。

不開示情報1について、実施機関は弁明書の中で「被疑者に関する情報」であることを明らかにしているが、審査請求人は刑事手続上、法的に保障された各種権利の下で、被疑者に関する情報を知り得る犯罪被害者遺族であり、全ての裁判を傍聴している。よって、本人が当該個人情報を知っている立場にあることが明らかな場合に該当し、開示すべきである。

- (3) 不開示情報2については、いずれも、日本国憲法第82条における公開裁判の原則の下で審理された内容及び刑事確定記録として公開されているものであることを踏まえても、公知性があるものと言わざるを得ず、また、飲酒検知の方法等は、福岡県警察がホームページで公開している令和元年7月25日の東警察署警察署協議会議事録にも記録があり、一般に知られている情報であることから、公開することにより捜査に支障が生じる蓋然性はなく、開示すべきである。

更に、本件において、飲酒状況が「飲酒なし」と判断されていたとすれば、その記載が公開されることで捜査に具体的支障が出るおそれがあるとは言えないことから開示すべきである。

また、不開示理由として、条例第14条第1項第7号に該当すると判断できる具体的な理由が示されていないことから、合理性を持つ判断として許容される限度内とされている同号の適用が妥当であるとは言い難い。

#### 5 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を要約すると、次のとおりである。

##### (1) 条例第14条第1項第1号該当性について

不開示情報1については、本件交通死亡事故の被疑者に関する情報が記録されており、これらは、審査請求人以外の第三者に関する情報であることは明ら

かなため、開示することにより、当該第三者の正当な利益を害するおそれがあることから本号に該当するとして不開示とした。

## (2) 条例第 14 条第 1 項第 7 号該当性について

不開示情報 2 には、被疑者及び被疑車両の特定方法、被疑者の飲酒・薬物使用状況や事件関係者に関する捜査内容が具体的かつ詳細に記録されている。

これらの捜査内容には、本件交通死亡事故の捜査だけでなく、様々な犯罪捜査における捜査手法や捜査の着眼点等の情報が含まれており、当該情報が明らかとなると、将来において犯罪を企図する者あるいは犯罪の発覚、検挙を免れようとする者等に有意な情報を与え、隠蔽・偽装行為を助長するなど、被疑者及び証拠の発見・収集・保全が困難となり、その結果、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当するとして不開示とした。

## 6 審議会の判断

### (1) 本件個人情報の性格について

#### ア 公安委員会宛ての苦情について

警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 79 条第 1 項によると、都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができることとされており、申出を受けた都道府県公安委員会は、同条第 3 項により、これを誠実に処理し、処理の結果を文書により申出者に通知しなければならないこととされている。

#### イ 実施機関宛ての苦情の取扱い

アの苦情を処理するに当たっては、実施機関が「福岡県公安委員会苦情等取扱規程」（平成 14 年福岡県公安委員会規程第 3 号）において必要な事項を定めている。

#### ウ 本件個人情報の性格

本件個人情報の性格は、審査請求人の親族が被害者となった交通死亡事故に関する捜査対応等について、審査請求人が実施機関に対し、苦情の申出を行ったことにより作成された報告書である。

### (2) 条例第 14 条第 1 項第 1 号該当性について

#### ア 本号の趣旨

本号は、開示請求に係る個人情報の中に、開示請求者以外の個人の情報が

含まれている場合において、開示請求者以外の個人に関する情報を開示請求者に開示することにより、当該個人の正当な利益を害するおそれがあることから、当該個人に関する情報を不開示情報とする旨を定めたものである。

「当該個人の正当な利益を害するおそれ」とは、開示することによって、開示請求のあった個人情報に含まれる開示請求者以外の個人の名誉、社会的地位、プライバシーその他の利益を害するおそれがあることが、個人情報の内容等から判断できる場合をいい、判断に当たっては、本人と当該第三者との関係及び個人情報の内容等を十分考慮して、個別に判断することが必要である。

なお、開示請求者以外の個人の情報であっても、開示請求者が当該個人情報を知っている立場にあることが明らかな場合や何人でも知り得る情報である場合等は、正当な利益を害することにならないことから、これを開示すべきであるとしている。

#### イ 該当性の判断

本件個人情報は、審査請求人が実施機関に対して行った本件交通死亡事故の捜査対応等に関する苦情の申出について、警察本部長から実施機関に提出された報告書に記載された審査請求人の個人情報である。

審査請求人は、不開示情報1について、犯罪被害者遺族であり、法的に保障された各種権利の下で、被疑者に関する情報を知っている立場にあることが明らかなことから、開示すべきであると主張している。

確かに、審査請求人は、犯罪被害者遺族であり、全ての裁判を傍聴していることなどから、被疑者の措置等に関する情報を知っている立場にあることが明らかな場合に該当すると認められる。

したがって、不開示情報1は、条例第14条第1項第1号に該当しないと判断する。

しかしながら、当審議会が確認したところ、不開示情報1には、本件交通死亡事故に係る起訴内容等の被疑者の措置等に関する情報が記載されていることが確認された。

これらの情報は、刑事事件に係る裁判や刑の執行等に関する情報であることから、条例第66条第4項第2号該当性について、次に判断することとする。

### (3) 条例第66条第4項第2号該当性について

#### ア 本号の趣旨

条例第66条第4項第2号は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁

判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報(当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。)については、条例第3章(開示、訂正及び利用停止等)の適用を受けない旨を定めたものである。

これらの個人情報は、個人の前科、逮捕歴、拘留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、雇用主が、採用予定者の前科の有無やその内容をチェックする目的で、採用予定者本人に開示請求させること等が想定され、本人の社会復帰や更生の妨げになるおそれがあることから、同章を適用しないこととするものである。

#### イ 該当性の判断

(2)イのとおり、不開示情報1には、本件交通死亡事故に係る起訴内容等の被疑者の措置等に関する情報が記載されていることが確認された。

これらの情報は、刑事事件に係る裁判や刑の執行等に関する情報であることから、条例第66条第4項第2号に該当し、条例第3章の適用を受けない個人情報であると認められる。

以上のことから、不開示情報1は、条例第3章の適用除外とすべきであり、実施機関が当該情報を不開示としたことは、結論において妥当である。

#### (4) 条例第14条第1項第7号該当性について

##### ア 本号の趣旨

条例第14条第1項第7号は、開示することにより犯罪の予防、捜査等を有効かつ能率的に行うことが困難となり、県民の基本的利益を擁護することができなくなるおそれがある情報を不開示とすることを定めたものである。

警察が保有している情報のうち、公にすることにより、犯罪の予防、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものについては、公開・非公開の判断において、高度な政策的判断を伴う場合があり、また、その性質上、犯罪等に関する将来予測としての専門的、技術的な判断を要するという特殊性が認められる。

このような理由から、「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」情報に関して、これに該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断権を尊重することとしたのが本号の趣旨であり、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については公開しないことができると規定されているもの

である。

## イ 該当性の判断

不開示情報 2 は、審査請求人が実施機関に対して行った本件交通事故の捜査対応等に関する苦情の申出について、警察本部長が行った調査結果の一部である。

当審議会において不開示情報 2 を見分したところ、実施機関の説明のとおり、具体的な捜査内容が記載されており、公にすることにより、犯罪の予防、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものであると認められた。

また、審査請求人は、不開示情報 2 において、飲酒検知の方法等が記載されているのであれば、福岡県警察がホームページに掲載している令和元年 7 月 25 日の東警察署警察署協議会議事録において既に公開されている情報であることから、慣行として公とされている情報に該当し、開示すべきであると主張しているが、当審議会が確認したところ、不開示情報 2 には、審査請求人が主張する情報は含まれていないことが確認された。

以上のことから、実施機関が不開示情報 2 について、条例第 14 条第 1 項第 7 号に該当すると判断し、不開示としたことは妥当である。

### (5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当該主張は、実施機関が行った個人情報の部分開示決定の妥当性を判断する機関である当審議会の判断を左右するものではない。

## 7 本件決定の妥当性について

以上のことから、実施機関が行った本件決定のうち、不開示情報 1 については、条例第 13 条の適用除外とすべきであり、当該情報を不開示としたことは、結論において妥当である。また、不開示情報 2 について、不開示としたことは妥当である。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。